

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名           |
|-------|----------------|
| 6     | 市税収納事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、市税収納事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島県庄原市長

## 公表日

平成27年6月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                   |   |
|--|---|
| ①事務の名称                                 | 市税収納事務  |
| ②事務の概要                                 | 地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、個人住民税に関する事務。<br>1. 市税収納に関する事務。<br>2. 市税滞納に関する事務。<br>3. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務。<br>4. 市税収納台帳の検索及び印刷。 |
| ③システムの名称                               | 1. 市税収納システム<br>2. 滞納管理支援システム<br>3. 統合宛名システム<br>4. 中間サーバ   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                         |   |
| 市税収納データベースファイル<br>滞納管理支援システムデータベースファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                             |   |
| 法令上の根拠                                 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1第16項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携               |   |
| ①実施の有無                                 | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                                | 番号法第19条第7号 別表第2第27項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署                      |   |
| ①部署                                    | 庄原市 債権収納課   |
| ②所属長                                   | 課長 藤井 皇造  |
| 6. 他の評価実施機関                            |   |
|  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                 |   |
| 請求先                                    | 庄原市総務課<br>727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号<br>0824-73-1111  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ               |   |
| 連絡先                                    | 庄原市債権収納課<br>727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号<br>0824-73-1145  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年3月31日 時点   |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年3月31日 時点   |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

